

## 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

平成24年度市町村立小・中学校教職員の配当基準により、県費負担教職員の定数を改める必要がある。

### 2 改正内容

秋田市の中学校の県費負担教職員の定数を改めることとする。（別表関係）

### 3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

議案第二十号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
別表秋田市の項中「26」を「25」に、「582」を「581」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年五月十日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

平成二十四年度市町村立小・中学校教職員の配当基準により、県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新										旧											
別表										別表											
市町村名	学校種別	定数								計	市町村名	学校種別	定数								計
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	(略)							校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	(略)				
秋田市	小学校	813人	48人	21人	41人	(略)				923人	秋田市	小学校	813人	48人	21人	41人	(略)				923人
	中学校	523人	22人	11人	25人	(略)				581人		中学校	523人	22人	11人	26人	(略)				582人